

## 小牧市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領

〔令和2年11月26日〕  
〔2小教図第793号〕

(趣旨)

第1条 この要領は、小牧市立図書館雑誌スポンサー制度の実施に関し、小牧市広告掲載要綱(平成20年9月2日20小財第541号。以下「要綱」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「雑誌スポンサー制度」とは、小牧市立図書館(以下「図書館」という。)の利用者閲覧用雑誌を提供しようとするもの(以下「スポンサー」という。)と市が覚書を締結することにより、スポンサーが無償で提供した最新号の雑誌の閲覧用カバー(以下「雑誌カバー」という。)に当該スポンサーの広告を掲載し、図書館が当該雑誌を利用者の閲覧に供することをいう。

(雑誌の選定)

第3条 スポンサーは、図書館が別に定める雑誌リストの中から提供する雑誌を選定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、図書館との協議によりあらかじめ認められた雑誌については、提供する雑誌として選定することができる。

(スポンサーの資格)

第4条 スポンサーとなることができるものは、法人その他の団体及び事業を営む個人等とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、スポンサーとなることができない。

- (1) 要綱第4条第1項第10号に掲げる業種又は事業者であるもの
- (2) 小牧市建設工事等請負業者指名停止措置要領(平成11年3月4日11小総第47号)に基づく指名停止措置を受けているもの
- (3) 小牧市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書(平成24年6月25日付け小牧市長・愛知県小牧警察署長締結)に基づく排除措置を受けているもの
- (4) 前号に掲げるもののほか、スポンサーとして適当でないとし市長が認めるもの

(広告の掲載位置)

第5条 広告の掲載は、雑誌カバーの表面及び裏面の図書館長が決定した

位置とする。

(広告の規格及び掲載方法)

第6条 広告の規格及び掲載方法は、次のとおりとする。

- (1) 雑誌カバーの表面の広告の大きさは、縦3センチメートル、横13センチメートル以内とし、スポンサー名を明記することとする。
- (2) 雑誌カバーの裏面の広告の大きさは、雑誌カバーに収まるサイズとする。
- (3) 雑誌カバーに掲載する広告は、スポンサーが作成するものとする。
- (4) 提供を受けた雑誌の配架位置は、図書館長が決定する。

(広告の掲載期間)

第7条 広告の掲載期間は、要綱第9条の規定により掲載の決定がされた日から当該日が属する年度の3月末日までの間に提供される最新号の雑誌の次号の発売日の前日までの間とする。ただし、掲載期間が満了する2月前までに、市又はスポンサーに解除の意思表示がない場合は、広告の掲載期間を自動的に1年間継続するものとし、それ以後も同様とする。

(スポンサーの募集)

第8条 スポンサーの募集は、市ホームページ等に掲載することにより行うものとする。

(スポンサーの申込み)

第9条 雑誌スポンサー制度に申込みをしようとするもの(以下「申込者」という。)は、小牧市立図書館雑誌スポンサー制度申込書兼誓約書(様式第1)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 雑誌カバーの表面及び裏面の広告の図案
- (2) 会社概要等(業種等のわかるもの)
- (3) 市内に住所を有するものは、納税状況の照会の同意書(様式第2)
- (4) 市外に住所を有するものは、納税証明書(申込日前3月以内のもの)
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申込みは、随時行うことができるものとする。

3 同一の雑誌について、複数の申込者がある場合は、申込みの先着順でスポンサーを決定するものとする。

(スポンサーの決定)

第10条 市長は、前条第1項の提出があったときは、その内容を確認した上で、スポンサーの可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の決定をしたときは、申込者に対し、小牧市立図書館雑誌スポンサー制度決定（却下）通知書（様式第3）により通知するものとする。

（覚書）

第11条 申込者は、前条第1項の規定によりスポンサーの決定がされたときは、市と覚書を締結するものとする。

（雑誌の提供方法）

第12条 雑誌の提供は、スポンサーが図書館の指定する納入業者（以下「納入業者」という。）に提供する雑誌を発注し、納入業者が直接図書館に当該雑誌を納入することにより行うものとする。

2 提供する雑誌が休刊、廃刊等になった場合は、スポンサーは、図書館と協議するものとする。

（雑誌購入代金の支払）

第13条 雑誌の購入代金は、スポンサーが納入業者に支払うものとする。

2 前項の支払に係る費用は、全てスポンサーが負担するものとする。

（広告の内容の変更）

第14条 スポンサーは、広告の内容の変更を希望する場合は、小牧市立図書館雑誌スポンサー制度広告内容変更申込書（様式第4）に変更後の広告の図案を添えて、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の提出があったときは、スポンサーと協議の上、広告掲載の可否を決定するものとする。

3 市長は、前項の決定をしたときは、申込者に対し、小牧市立図書館雑誌スポンサー制度広告内容変更決定（却下）通知書（様式第5）により通知するものとする。

（雑誌の提供の中止の申出）

第15条 スポンサーは、自己の都合により提供している雑誌の全部又は一部の提供を中止しようとするときは、当該中止しようとする日の2月前までに小牧市立図書館雑誌スポンサー制度中止申出書（様式第6）により市長に申し出て、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をしたときは、申込者に対し、小牧市立図書館雑誌スポンサー制度中止承認書（様式第7）により通知するものとする。

（スポンサーの決定の取消し）

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第10条第1

項の決定を取り消すことができる。この場合において、スポンサーに生じた損害に対して、市はその責任を負わない。

(1) スポンサーが第4条各号のいずれかに該当することが明らかになったとき。

(2) スポンサーが前条第1項の規定により提供している雑誌の全部の提供の中止を申し出た場合において、市長がこれを承認するとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が広告を掲載させることが適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により決定を取り消すときは、小牧市立図書館雑誌スポンサー制度取消通知書（様式第8）により通知するものとする。  
（雑誌の所有権）

第17条 提供を受けた雑誌の所有権は、市に帰属するものとする。  
（スポンサーの責務）

第18条 スポンサーは、掲載する広告の内容について一切の責任を負うものとする。

2 スポンサーは、広告掲載に関連して第三者に損害を与えた場合（市の責めに帰すべき事由による場合を除く。）は、スポンサーの責任及び負担において解決しなければならない。

3 スポンサーは、スポンサーの決定を受けた権利を第三者に譲渡してはならない。  
（雑則）

第19条 この要領に定めるもののほか、雑誌スポンサー制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和2年11月26日から施行する。

様式第1（第9条関係）

小牧市立図書館雑誌スポンサー制度申込書兼誓約書

年 月 日

（宛先）小牧市長

申込者 所在

名称及び代表者氏名

下記のとおり小牧市立図書館雑誌スポンサー制度に申し込みます。  
なお、広告掲載に当たり、小牧市広告掲載要綱及び小牧市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領の内容を遵守するとともに、次に挙げる項目について誓約します。

- ・ 法令等に違反していません。
- ・ 小牧市から指名停止措置を受けていません。
- ・ 小牧市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書に基づく排除措置を受けていません。
- ・ 市税等を滞納していません。
- ・ 今後、スポンサー資格を失う事由が生じた際は、スポンサーの決定を取り消されることに異議ありません。

記

提供を希望する雑誌タイトル数			
提供を希望する雑誌名等（※提供を希望する雑誌タイトル数が6誌以上の場合は、欄を追加すること。）	希望順位	雑誌名	配置希望館
	1		
	2		
	3		
	4		
	5		
掲載期間	年 月から		
表示するスポンサー名			
掲載する広告の概要			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第2（第9条関係）

同意書

年 月 日

（宛先）小牧市長

申込者 所在  
名称及び代表者氏名

小牧市立図書館雑誌スポンサー制度の申込みを小牧市にするにあたり、小牧市立図書館が当方の市税の納付状況（滞納の有無）に関する情報を小牧市総務部収税課に照会し確認することに同意します。

市税納付状況について（照会）

年 月 日

（宛先）収税課長

図書館長

上記の同意書にかかる広告申込者の市税の納付状況（滞納の有無）について、小牧市立図書館雑誌スポンサー制度の広告掲載の可否決定に必要ですので、回答願います。

市税納付状況について（回答）

年 月 日

（宛先）図書館長

収税課長

年 月 日付けの照会については、下記のとおりです。

記

滞納の有無 有 ・ 無

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第3（第10条関係）

小牧市立図書館雑誌スポンサー制度決定（却下）通知書

年 月 日

様

小牧市長



年 月 日付けで申込みのありました小牧市立図書館雑誌スポンサー制度について、下記のとおり決定（却下）しましたので、通知します。

記

- 1 提供を受ける雑誌及び受入れ図書館
- 2 雑誌の受入期間  
年 月から
- 3 雑誌を納入する業者
- 4 却下の理由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第4（第14条関係）

小牧市立図書館雑誌スポンサー制度広告内容変更申込書

年 月 日

（宛先）小牧市長

申込者 所在  
名称及び代表者氏名

下記のとおり広告内容の変更を申し込みます。

記

- 1 変更内容  
別添のとおり
- 2 変更理由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。



様式第5（第14条関係）

小牧市立図書館雑誌スポンサー制度広告内容変更決定（却下）通知書

年 月 日

様

小牧市長

印

年 月 日付けで申込みのありました広告内容の変更について、下記のとおり決定（却下）しましたので、通知します。

記

- 1 変更内容
- 2 却下の理由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第6（第15条関係）

小牧市立図書館雑誌スポンサー制度中止申出書

年 月 日

（宛先）小牧市長

申出者 所在  
名称及び代表者氏名

下記のとおり雑誌の提供の中止を申し出ます。

記

- 1 中止する雑誌名
- 2 中止する理由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第7（第15条関係）

小牧市立図書館雑誌スポンサー制度中止承認書

年 月 日

様

小牧市長

印

年 月 日付けで申し出のありました雑誌の提供の中止について、  
下記のとおり承認しましたので、通知します。

記

中止する雑誌名

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第 8 (第 16 条関係)

小牧市立図書館雑誌スポンサー制度取消通知書

年 月 日

様

小牧市長

印

年 月 日付け 第 号にて決定した小牧市立図書館雑誌スポンサー制度に係る広告掲載について、下記のとおり取り消しましたので、通知します。

記

取消理由

小牧市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領第 16 条第 1 項第 号に該当

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。